

播磨町地域防災計画

(計画編)

令和4年2月修正

播磨町防災会議

目次

第1部 総則

第1章 計画の趣旨	1-1
第1節 計画の趣旨	1-1
1. 計画の目的	1-1
2. 計画の位置づけ	1-1
3. 対象とする災害事象	1-2
4. 計画の構成	1-2
5. 地区防災計画	1-3
6. その他関連計画との関係	1-4
第2章 播磨町と災害	1-5
第1節 町の概要	1-5
第2節 町の災害履歴	1-6
1. 地震の被災履歴	1-6
2. 津波の被災履歴	1-8
3. 風水害の被災履歴	1-10
第3節 今後発生が予想される災害	1-11
1. 海溝型巨大地震（津波含む）	1-11
2. 直下型地震	1-16
3. 大雨による浸水被害	1-22
4. 台風による風害・高潮・高波	1-23
5. その他事故・災害	1-24
第3章 播磨町のめざす防災体制	1-26
第1節 防災基本方針	1-26
1. まちの将来像	1-26
2. 防災理念	1-26
3. 防災施策体系	1-26
第2節 町、住民・自主防災組織、事業者・団体の役割	1-28
1. 基本的な考え	1-28
2. 各自の役割	1-28
第3節 町の防災体制	1-30
1. 平時における町の防災組織体制	1-30
2. 町の消防力	1-31
第4節 防災階層と防災拠点	1-34
1. 防災階層	1-34
2. 防災拠点	1-35

第4章 防災機関の事務又は業務の大綱	1-40
1. 播磨町・消防.....	1-40
2. 防災関係機関.....	1-41
3. その他.....	1-43
第5章 その他	1-46
第1節 情報通信の設備状況	1-46
1. 有線通信.....	1-46
2. 災害対応総合情報ネットワークシステム.....	1-46
3. 防災行政無線.....	1-47
4. 衛星携帯電話.....	1-47
第2節 資機材及び食料等の備蓄状況	1-48
1. 防災資機材.....	1-48
2. 食料・飲料水・生活必需物資等.....	1-48
3. 給水用資機材.....	1-49
4. 保有車両.....	1-49
第3節 災害時応援協定の締結状況	1-50
1. 公共機関との災害時応援協定.....	1-50
2. 民間団体等との災害時応援協定.....	1-52
第4節 要配慮者の支援体制の実施状況	1-54
1. 要配慮者支援体制に関する計画の現状.....	1-54
2. 避難行動要支援者名簿の作成・活用等.....	1-54
第5節 地震防災緊急事業の実施状況	1-57
第6節 公共インフラの整備状況	1-59
1. 河川・海岸・ため池.....	1-59
2. 道路・漁港.....	1-60
3. 下水道施設.....	1-60

第2部 災害応急・復旧・復興計画

序章 災害応急・復旧・復興計画とは	2-1
第1節 位置づけ	2-1
第2節 構成	2-2
第1章 災害対策のコーディネート	2-4
第1節 災害対策のための組織を立ち上げる	2-4
1. 町の災害時活動組織を把握しておく.....	2-5
2. 連絡員待機体制を取る.....	2-15
3. 災害警戒本部を設置・運営する.....	2-16
4. 災害対策本部を設置・運営する.....	2-18

第2節 災害情報等を収集・伝達する	2-21
1. 情報収集伝達体制を確立する	2-22
2. 気象に関する情報を収集する	2-24
3. 水防に関する情報を収集する	2-30
4. 地震・津波に関する情報を収集する	2-40
5. 被害情報を収集・整理する	2-46
6. 災害・被害情報を伝達・報告する	2-49
第3節 応援の要請・受入れを行う	2-53
1. 災害救助法の適用を申請する	2-53
2. 自衛隊に災害派遣を要請する	2-56
3. 防災関連機関に応援を要請する	2-60
4. 災害ボランティアとの連携を図る	2-63
第4節 広報・広聴活動を行う	2-65
1. 広報資料を収集する	2-65
2. 報道機関に対して広報を行う	2-66
3. 住民に対して広報を行う	2-66
4. 住民からの広聴を行う	2-67
第2章 いのちを守る	2-69
第1節 警戒・予防措置活動を行う	2-69
1. 風水害時の警戒・予防措置活動を行う	2-69
2. 津波時の警戒・予防措置活動を行う	2-70
第2節 避難対策を行う	2-71
1. 避難情報（避難勧告等）を発令する	2-72
2. 警戒区域を設定する	2-93
3. 避難支援を実施する	2-93
4. 避難所を開設・運営する	2-95
5. 避難所外避難者等を支援する	2-98
6. 帰宅困難者を支援する	2-99
7. 必要に応じ広域一時滞在を行う	2-100
8. 愛玩動物の収容を支援する	2-100
第3節 人命救出・応急救護・捜索活動・火葬等を行う	2-101
1. 人命救出活動を行う	2-101
2. 応急救護活動を行う	2-103
3. 捜索活動を行う	2-104
4. 遺体の火葬等を行う	2-105
第4節 特別な配慮が必要な人への支援を行う	2-107
1. 支援体制を確立する	2-107
2. 支援を行う	2-108
第5節 交通規制・緊急輸送を行う	2-111
1. 交通規制を行う	2-111
2. 緊急輸送を行う	2-113
第6節 食料・生活物資・飲料水等の供給を行う	2-117
1. 食料を供給する	2-117
2. 生活物資を供給する	2-120

3. 飲料水を供給する	2-121
4. 生活用水を確保する	2-123
第7節 公共インフラ等被害の応急処置を行う	2-124
1. 公共施設の応急復旧を行う	2-124
2. ライフラインの応急復旧を行う	2-126
3. 二次災害を防止する	2-135
4. 農林水産関係の応急処置を行う	2-137
第8節 建物、宅地等の応急危険度判定を行う	2-138
1. 被災建築物の応急危険度判定を行う	2-138
2. 被災宅地の危険度判定を行う	2-139
第9節 廃棄物処理を行う	2-142
1. 障害物を除去する	2-142
2. ごみを処理する	2-143
3. ガレキを処理する	2-145
4. し尿を処理する	2-145
第10節 保健衛生対策を行う	2-147
1. 健康対策を行う	2-147
2. 精神医療を行う	2-148
3. 食品衛生対策を行う	2-148
4. 感染症対策を行う	2-148
第3章 生活再建に向けて	2-151
第1節 生活再建の総合相談窓口を設置する	2-151
1. 総合相談窓口を設置する	2-151
2. 関係機関と連携し対応を行う	2-152
第2節 被害認定調査、罹災証明を発行する	2-153
1. 被害認定調査を行う	2-153
2. 罹災に関する証明書を発行する	2-155
第3節 生活再建支援を行う	2-158
1. 各種支援金の準備を行う	2-159
2. 救援物資の受け入れ、配分を行う	2-159
3. 各種支援金を給付する	2-160
4. 貸付・融資その他資金等による支援を行う	2-165
5. 税の減免等を行う	2-166
第4節 仮設住宅を建設・供給する	2-167
1. 応急住宅を提供する	2-167
2. 住宅の応急修理を行う	2-168
第5節 教育を再開させる	2-170
1. 教育施設等の応急復旧を行う	2-170
2. 応急教育を行う	2-171
3. 心の健康管理を行う	2-173
第6節 災害復旧事業を行う	2-174
1. 公共施設等の復旧を行う	2-174
2. 激甚災害からの復旧を行う	2-175

第4章 復興に向けて	2-177
第1節 復興本部を設置する	2-177
1. 復興本部を設置する	2-177
2. 復興本部を組織・運営する	2-177
第2節 復興計画を策定する	2-178
1. 復興計画を策定する	2-178
2. 分野別緊急復興計画を策定する	2-179
3. 大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興計画を策定する	2-180
第5章 東海地震にかかる警戒宣言等への対応	2-181
第1節 町の実施計画	2-181
1. 実施担当者	2-181
2. 警戒宣言情報の伝達	2-181
3. 庁内における伝達事項	2-181
第2節 警戒体制	2-182
1. 体制の整備	2-182
2. 活動内容	2-182
第3節 住民等への広報	2-183
1. 住民・家庭・釣り客・旅行者等への広報	2-183
2. 職場・事業所への広報	2-184
第6章 各種事故災害への応急対策	2-186
第1節 大規模火災の応急対策	2-186
1. 大規模火災の応急対策	2-186
第2節 危険物等の事故災害	2-188
1. 危険物災害対策	2-188
2. 高圧ガス関係事業所応急対策	2-189
3. 火薬類事故応急対策	2-190
4. 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策	2-191
5. 原子力災害等の対策	2-191
第3節 海上災害	2-196
1. 海上災害	2-196
第4節 大規模事故の応急対策	2-200
1. 突発重大事故	2-200
2. 道路災害	2-201
3. 鉄道災害	2-203

第3部 災害予防計画

序章 災害予防計画とは.....	3-1
第1節 位置づけ.....	3-1
第2節 計画のポイント.....	3-2
第3節 構成.....	3-3
3-1. 災害予防計画の体系.....	3-3
3-2. 政策毎の施策と事業一覧.....	3-4
目標1 住民・事業者等と協働で防災に取り組む.....	3-14
政策1 関係団体の防災活動と連携を図る.....	3-14
施策 No1. 自主防災組織の防災活動と連携を図る.....	3-14
施策 No2. 消防団の防災活動と連携を図る.....	3-16
施策 No3. 事業者の防災活動と連携を図る.....	3-18
施策 No4. 各種団体（NPO、ボランティア団体など）の防災活動と連携を図る.....	3-19
政策2 広く防災知識を普及させ、住民の主体的な取組みを促す.....	3-21
施策 No5. 広く防災知識の普及活動を行う.....	3-21
施策 No6. 住民等参加型の防災訓練や防災イベントを実施する.....	3-23
目標2 災害に強い組織・体制をつくる.....	3-24
政策3 災害に備えた人的組織・体制をつくる.....	3-24
施策 No7. 災害対策のための組織体制を整備する.....	3-24
施策 No8. 関係団体との広域防災体制（協定等）を整備する.....	3-25
施策 No9. 平常業務の継続と災害時対応を行う体制を整備する.....	3-27
施策 No10. 災害支援・受援体制を整備する.....	3-30
政策4 災害に備えた施設・設備をつくる.....	3-32
施策 No11. 災害時の情報収集・伝達設備を整備する.....	3-32
施策 No12. 防災拠点・ネットワークを指定・整備する.....	3-34
施策 No13. 防災資機材を整備する.....	3-38
施策 No14. 備蓄（食料・生活物資・飲料水等）を整備する.....	3-39
政策5 災害に備えた組織・体制を維持・向上させる.....	3-40
施策 No15. 職員への防災研修・訓練を行う.....	3-40
施策 No16. 防災に関する情報収集・調査等を行う.....	3-42
施策 No17. 防災会議等の開催を行う.....	3-44
政策6 個別事案への予防対策を充実させる.....	3-46
施策 No18. 水防対策を充実させる.....	3-46
施策 No19. 火災予防対策を充実させる.....	3-49
施策 No20. 津波災害予防対策を充実させる.....	3-50
施策 No21. 危険物等災害予防対策を充実させる.....	3-52
施策 No22. 臨海部等における孤立対策を充実させる.....	3-53
政策7-1 応急対策の備えを充実させる（事務局）.....	3-55
施策 No23. 災害時の情報収集・伝達対策を充実させる.....	3-55
施策 No24. 災害時の広報・広聴活動対策を充実させる.....	3-57
施策 No25. 要配慮者（外国人）への支援対策を充実させる.....	3-58

施策 No26. 被害認定調査、罹災証明の発行対策を充実させる	3-59
施策 No27. 生活再建支援対策を充実させる	3-60
施策 No28. 災害時帰宅困難者への支援対策を充実させる	3-61
政策 7-2 応急対策の備えを充実させる（社会基盤部）	3-62
施策 No29. 交通規制・緊急輸送対策を充実させる	3-62
施策 No30. 建物、宅地等の応急危険度判定対策を充実させる	3-63
施策 No31. 給水対策を充実させる	3-64
施策 No32. 公共インフラ等被害の応急処置対策を充実させる	3-65
施策 No33. 仮設住宅の建設・供給対策を充実させる	3-67
政策 7-3 応急対策の備えを充実させる（住民環境部）	3-68
施策 No34. 遺体の火葬対策を充実させる	3-68
施策 No35. 食料・生活物資・飲料水等の供給対策を充実させる	3-69
施策 No36. 要配慮者（高齢者等）への支援対策を充実させる	3-70
施策 No37. 災害時医療対策を充実させる	3-72
施策 No38. 保健衛生対策を充実させる	3-73
施策 No39. 災害廃棄物対策を充実させる	3-74
政策 7-4 応急対策の備えを充実させる（教育避難支援部）	3-77
施策 No40. 住民避難の支援対策を充実させる	3-77
施策 No41. 教育機関の災害応急対策を充実させる	3-79

目標 3 災害に強いまちをつくる	3-82
-------------------------	-------------

政策 8 緊急事業等を推進し、優先的に災害に強いまちづくりを行う	3-82
施策 No42. 地震防災緊急事業を推進する	3-82
施策 No43. 消防防災施設等の整備を推進する	3-83
政策 9 個別事業を推進し、着実に災害に強いまちづくりを行う	3-84
施策 No44. 都市の防災構造を強化する	3-84
施策 No45. 建築物等の耐震性の確保を行う	3-86
施策 No46. 河川・海岸・ため池施設を整備する	3-87
施策 No47. 交通関係施設（道路・漁港）を整備する	3-89
施策 No48. 水道、下水道関係施設を整備する	3-90

策定の経緯	3-93
--------------	-------------

第 4 部 その他計画

第 1 章 南海トラフ地震防災対策推進計画	4-1
------------------------------	------------

第 1 節 推進計画の概要	4-1
1. 目的	4-1
2. 災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	4-1
第 2 節 災害対策本部等の設置等	4-2
1. 災害警戒本部の設置等	4-2
2. 災害対策本部の設置等	4-2
3. 災害対策本部の組織及び運営	4-2

4. 災害応急対策要員の動員	4-2
第3節 地震発生時の応急対策等	4-3
1. 地震発生時の応急対策	4-3
2. 資機材・人員等の配備	4-5
3. 他機関に対する応援要請	4-6
第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ...	4-7
1. 津波からの防護のための施設の整備等	4-7
2. 津波に関する情報伝達等	4-7
3. 避難対策等	4-8
4. 消防機関等の活動	4-13
5. 水道、電気、ガス、通信、放送関係	4-14
6. 交通対策	4-15
7. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	4-16
8. 迅速な救助	4-17
第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	4-18
1. 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	4-18
2. 時間差発生等における円滑な避難の確保等	4-18
第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	4-21
1. 施設整備の方針	4-21
2. 実施内容	4-21
第7節 地域防災力の向上及び防災訓練	4-23
1. 地域防災力の向上	4-23
2. 防災訓練の実施	4-25
第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	4-26
1. 教育	4-26
2. 相談窓口の設置	4-27
第2章 広域避難及び広域一時滞在対策計画	4-28
第1節 対策計画の概要	4-28
第2節 事前対策	4-28
1. 避難所の決定	4-28
2. 県及び関係機関との連携	4-28
第3節 実施対策	4-29
1. 災害対策本部の設置	4-29
2. 広域避難の実施	4-29
3. 広域一時滞在の実施	4-29
4. 原子力災害に係る広域避難ガイドラインとの整合	4-30

播磨町地域防災計画
(計画編)

令和4年2月修正

播磨町防災会議